

Ryukoku University



# 2021年度第1回 京私教協教員免許事務勉強会

教育職員免許法施行規則等の改正内容について

2021年6月26日  
社会学部教務課 小野 勝士

- 1) 勉強会は、本資料や各種通知文等を手元もしくは画面上で閲覧できている状況で進めます。

使用する資料は、このPDFデータを中心にしつつ適宜関係通知、資料を画面共有しながら進めていきます。すでに別サイトにてお知らせしています使用する資料は説明時にも適宜チャットでデータまたはURLを添付してお知らせします。

- 2) 「マイクは全員オフ」「カメラはオフ（発言時のみオン）」でご参加ください。この勉強会ではグループワークは行いません。
- 3) 質問はチャット機能を用いて行ってください。
- 4) タイムスケジュールは次のとおりです。

14：00～14：50 勉強会前半

14：50～15：00 休憩

15：00～16：00 勉強会後半

16：10～17：00 今回のテーマ以外も含めた質問時間

1. 教育実習特例（4月13日：公布・施行）
2. 介護等体験代替措置（4月13日：公布・施行）
3. 教職課程の自己点検・評価の義務化（2022/4/1：施行）
4. 全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化  
（2022/4/1：施行）
5. 各種様式における旧姓及び通称名の併記、押印原則の廃止について（5月7日：公布・施行）
6. 共通開設可能教科の追加（2022/4/1：施行）
7. 「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の開設、66条の6の改正（7月18日以降公布予定、2022/4/1：施行）
8. 連携開設科目、学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程の設置基準（5月7日：公布・施行） →今回の勉強会では扱わず
9. 教員養成フラッグシップ大学における単位の修得方法に関する特例制度の創設（7月18日以降公布・施行） →今回の勉強会では扱わず

## ■平成27年答申に基づくもの

(質保証関係の提言内容)

- ・全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化 → **今回実施**
- ・教職課程における自己点検・評価の実施を制度化 → **今回実施**
- ・教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討 → **今後の課題**
- ・学校現場体験等の実践的な内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また、大学と教育委員会等が連携し、人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成、確保する。 → **あまり動きなし**
- ・教科に関する科目を担当する教員に対しFDなどの実施により教職課程の科目であることの意識付けを行う。 → **今回の自己点検評価のガイドラインに含む**

## ■「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申（平成30年11月16日）に基づくもの

- ・連携開設科目、学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程の設置基準

## ■教育再生実行会議第11次提言（令和元年5月17日）に基づくもの

- ・教員養成フラッグシップ大学における単位の修得方法に関する特例制度の創設

## ■コロナ関係でできたもの

- ・教育実習特例
- ・介護等体験代替措置
- ・原則押印の廃止
- ・「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法（仮称）」の開設

## 教育実習の特例

### (1) 省令改正事項（法令上の措置）

課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてる。

### (2) 施行通知事項（運用上の措置〈弾力的運用〉）

①教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う授業により行う。

②学校における教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習支援等のために配置される人材（いわゆる学習指導員）等としての活動を教育実習の科目の授業として位置付ける。

## 対象者

令和2年度又は令和3年度に教育実習の科目の履修を希望しながら、大学等が授業を実施できないことにより単位を修得することができないときは、卒業年次の学生等であるか否かに関わらず、教育実習特例の対象とすること。

教育実習特例の対象となる教育実習以外の科目の単位については、令和元年度以前に既に修得した単位や令和4年度以後に修得する予定の単位としても差し支えないことから、令和元年度以前に学生等が在学していた又は令和4年度以後に学生等が在学している大学等が学力に関する証明書を発行する際は、令和2年度又は令和3年度に学生等が在学していた大学等と連携を取り、場合によっては学生等が特例対象者であることを当該大学等に証明してもらうことなど適切な対応をお願いしたい。

## 2. 介護等体験代替措置

### 1. 介護等体験の対象となる施設の拡大 施行通知最後から2ページ目

### 2. 代替措置の種類（7種類）

#### （1）主に在学生向け

- ①大学等において、令和3年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した場合
- ②令和3年度までに、医療関係職種等(介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等)の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した場合

## 2. 介護等体験代替措置

- ③令和3年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した場合
- ④在学する大学等において、令和3年度に(独)国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目(視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目)に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置(学修成果を教職にどう生かすかをレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける)を受けた場合

### (2) 主に既卒者向け

- ①令和3年度までに、(独)国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目のうち1科目以上の履修の認定を受けた場合



## 2. 介護等体験代替措置

- ②免許法認定通信教育において、令和3年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した場合
  - ③令和2年度又は令和3年度までに、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた場合
3. テレビ会議システム等を利用する遠隔による介護等体験
4. 介護等体験の内容の変更（平成9年の施行通達3留意事項（1）を廃止し、今回の通知の内容に変更）

## 教育職員免許法施行規則

**第22条の8 認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

**教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン**

### 教育職員免許法施行規則

**第22条の7** 2以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

#### 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議第1回議事録《抜粋》

例えば組織体制のほうにおいて、必ず教職課程センターをつくるべきであると、いかに法的拘束力がないガイドラインとはいえども、そのようなことを求めることは現実的ではないし、なおかつ非常に有益でない、有害であると考えております。

## 4. 全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化

全学的に教職課程を実施する組織体制の果たす役割・機能の例示〈ガイドラインより〉

- ①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整
- ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整
- ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む）
- ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む）
- ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施
- ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整
- ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施
- ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施
- ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整
- ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

- 2021年3月実施（対象：学長・学部長・学科長含む全教員、事務職員）【中部・私立大】
  - ・教職課程の変更届について
  - ・課程認定等に使用する「教育研究業績書」の書き方について
- 2020年9月実施（対象：教職課程を有する部局 教務・教職事務担当者）【中部・国立大】
  - ・教員免許制度の概要、教職課程を担当する事務職員としての心構え
  - ・教職課程認定申請書類作成上の注意点等
- 2019年10月実施（対象：教職事務担当者）【関東・私立大】
  - ・事例で考える教職課程における多様な履修相談対応
- 2016年9月（対象：教職事務担当者）【中部・私立大】
  - ・教育職員免許法の一部改正及び免許関連事務について
- 2016年8月（対象：教職事務担当者）【四国・公立大】
  - ・教職課程事務の基礎知識 ～教員免許状について～
- 2016年8月（対象：学長、学部長、研究科長、教職事務担当者）【四国・公立大】
  - ・再課程認定申請に向けての答申内容の確認及び今後のスケジュール
  - ・教員の養成の状況についての情報の公表について

## 5. 各種様式における旧姓及び通称名の併記、押印原則の廃止について

### 趣旨・目的及び改正等の概要

女性活躍の推進や外国籍を有する者の教員免許状の取得の増加を受け、各種様式において氏名に加えて旧姓及び通称名を併記することが可能であることを明確化するとともに、押印の見直しを受けて省令等にて規定する教員免許状を除く各種証明書の押印原則を廃止することとした。

### 今後のスケジュール

公布の日から施行する。なお、改正前の様式についても当分の間、これを取り繕って使用できる。

## 6. 共通開設可能教科の追加

中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）  
中学校（技術）と高等学校（情報）

変更届で対応

A科目：数学、B科目を情報

A科目を2022年度から数学・情報共通開設

2021年度にA科目の単位修得した学生は数学のみで証明。

2022年度にA科目の単位修得した学生は数学と情報の両方で証明。

## 7. 「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術 を活用した教育の理論及び方法」の開設

■パブリックコメント：6月18日～7月17日  
7月公布、令和4年4月1日施行

■4月16日付事務連絡

- 改正内容案
- 日程案
- コアカリキュラム案

66条の6の「情報機器の操作」も改正

大学において順次開設される「数理・データサイエンス・AIに対応した科目」と「情報機器の操作」を選択可能とする。



「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）（2021/4/27）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（2021/1/26）

- ・ 小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の教職課程を履修し、両方の免許状を取得する場合の学生の単位数の特例的扱い

↓ この部会で検討される

- ・ 「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会
- ・ 初等中等教育分科会教員養成部会

## 7月10日（土）教務系職員初任者向け講習会

主催：大学教務実践研究会

共催：名古屋大学高等教育研究センター共催

テーマ：教職課程事務に必要な法令・制度の知識・理解について～自己点検・評価を材題に～

## 8月25日（水）SPODフォーラム2021

主催：四国地区大学教職員能力開発ネットワーク

テーマ：事例で考える教職課程における多様な履修相談対応



**RYUKOKU  
UNIVERSITY**